

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

～マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！～

令和3年3月(予定)から、事前に登録をするとマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

◆健康保険証として使うには？

1 マイナポータルで登録。

事前にパソコンやスマートフォンで健康保険証利用の申し込みをする。

2 マイナンバーカードを医療機関などの窓口でカードリーダーにかざす。

医療機関の窓口でカードの顔写真を機器や職員による目視で確認します。



◆マイナンバーカードで受診するメリットは？

1 健康保険証としてずっと使える！

就職や退職、引越しをしても、保険者へ加入届を出せば保険証ができるのを待たずにカードで受診ができます。

2 窓口での書類の持参が不要に！

高額療養費の限度額適用認定証などの持参が不要になります。

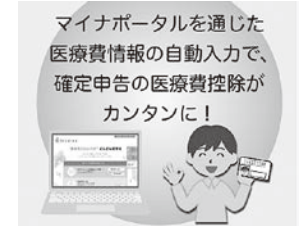
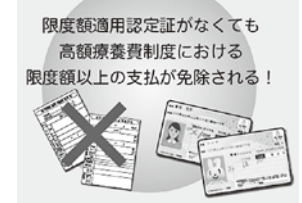
※自治体独自の医療費助成については書類持参が必要です。

3 マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用してご自身の医療費情報を確認できるようになります(来年10月予定)。そのため、確定申告でも、マイナポータルを通じて医療情報を取得し、医療機関などの領収書がなくても手続きができるようになります。

※マイナンバーカードが保険証として使えるのは令和3年3月(予定)ですが、その後もお手元の紙の保険証もそのまま使用できます。

※医療機関によって利用開始時期は異なります。



問 町民生活課 ☎72-6933

国民健康保険からのお知らせ

～ジェネリック医薬品を活用しましょう～

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される後発医薬品のことです。新薬と同じ有効成分で開発・製造され、品質や安全性も同等であると国に承認されているものです。

◆どんなメリットがあるの？

新薬より低価格で個人負担が少なくなります。新薬の開発には莫大な費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬の独占販売期間終了後に同じ有効成分で製造・販売されるため、開発費用がかからず安く提供できます。

また医療費は皆さんの窓口負担や国保税でまかなわれていますので、皆さんの負担軽減にもつながります。

◆使用するにはどうすればいいの？

ジェネリック医薬品は、処方せんが必要な薬です。自分の服用している薬が変更可能かどうかは、医師または薬剤師にご相談ください。

町では、対象となる薬を服用されている方で、ジェネリック医薬品を使用した場合に差額が100円以上になる国民健康保険加入者の方全員に差額通知書(ハガキ)を毎月お送りしています。

また9月末に新しい保険証をお送りした際に「ジェネリック医薬品希望シール」を同封しましたので、ぜひご活用ください。

問 町民生活課 ☎72-6933

